

令和7年度 田辺小学校PTA会則 改定版

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、京都府京田辺市立田辺小学校PTAといい、事務局を田辺小学校（以下「本校」という。）内に置く。

(会則及び規定)

第2条 本会の運営は、会則及び別に定める規定による。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の学習と親睦を深め、学校と家庭が一体となって相互理解を深めるとともに、学区内に明るい教育環境をつくり、すべての児童の福祉を増進し、あわせて学校教育及び家庭教育の振興に努めることを目的とする。

(活動方針)

第4条 本会の目的を達成するために、次に掲げる方針によって会務を遂行する。

- (1) 教育を本旨とする社会教育関係団体として活動する。
- (2) 学校の管理運営又は教職員の人事については干渉しない。
- (3) 営利的活動、宗教的活動及び政治的活動に関与しない。
- (4) 自主的な運営を行い、他の団体等からの支配や干渉を受けない。

(事業)

第5条 本会の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 明るく生き生きとした学校づくりに会員すべて力を合わせ、児童の福祉増進に努めること。
- (2) 家庭生活の改善や、よりよい社会をつくることに努力すること。
- (3) 会員相互の学習と親睦を図ること。
- (4) その他、目的を達成するために必要なこと。

2 事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(地域制)

第6条 本会の運営上、「河原」、「新田辺東」、「新田辺西」、「北田辺」、「南田辺」及び「興戸」の6地域を設ける。

第2章 会員

(資格)

第7条 本会の会員は、本校に在籍する児童の父母（又はこれに代わる保護者）及び本校に勤務する教職員とする。

(権利義務)

第8条 会員は、会則により、本会の役員や委員に就任すること、その選出をすること、総会に出席して動議を提出すること及び賛否を表明することができる。また参集による審議の他、書面又はさくら連絡網等の電子的手段を用いた書面による議決に参加することができる。

第9条

2 会員は、本会の目的を達成するために協力し、第20条に定める会費を納めなければならない。

第3章 役員

(役職等)

第9条 本会に、次に掲げる職及び定数の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 庶務 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名

2 前項に掲げた役員とは別に、校務分掌により教職員が庶務に当たる。

3 市P等の会長当番年度においては、副会長を1名増員し、会計監査を1名減員することができる。
なお、その場合、会長は、別に、会計監査として前年度役員の中から1名を委嘱しなければならない。

(選出)

第10条 会長、副会長、庶務、会計及び会計監査は、別に定める選挙規定により選出する。

(就任及び任期)

第11条 新役員は、4月1日に就任する。

- 2 役員は、任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠役員は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、3期にわたり就任することができない。

(任務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその代行をする。
- 3 庶務は、主要な会合の内容を記録し、本会の庶務を行う。
- 4 会計は、すべての収支の記録と領収書を保管し、年度末に監査を受けて決算報告を行う。
- 5 会計監査は、必要に応じて経理帳票が適正であるか否かを独立して監査し、その結果を総会において報告する。

(顧問)

第13条 本会に常任顧問を置き、顧問を置くことができる。

- 2 常任顧問は、校長及び教頭とし、顧問は、会長が歴代会長の中から必要に応じて委嘱する。
- 3 常任顧問は、本会の運営についての協議に加わり、顧問は、必要に応じて本会の運営に加わる。

第4章 地域委員、~~専門~~地域指導部及び委員会

(委員)

第14条 本会に、地域委員、~~学級委員及び専門部委員~~を置く。

- 2 地域委員~~及び学級委員~~の選出方法及び定数は、選挙規定による。
- ~~3 専門部委員は、地域委員及び学級委員が兼任する。~~
- ~~4 地域委員と学級委員を兼任することはできない。~~

(~~専門~~地域指導部)

第15条 本会に、次に掲げる~~専門部~~を置く。

- ~~(1) ベルマーク部 1年~~
 - ~~(2) 保健給食部 2年~~
 - ~~(3) 文化部 3年~~
 - ~~(4) 体育部 4年~~
 - ~~(5) 広報部 5年~~
 - ~~(6) 教養部 6年~~
 - ~~(7) くすの木学級教育部 くすの木学級~~
- (1) 地域指導部

- ~~2 前項第1号から第7号までに掲げる各専門部については、それぞれ前項各号の右に掲げる学年等の学級委員及び教職員をもって構成し、各部長は学年委員長が兼務する。~~
- 3 地域指導部は、地域委員及び教職員をもって構成し、部長は各地域委員長の中から互選により選出する。

(常に置く委員会)

第15条の2 本会に、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- ~~(2) 学年(学級)委員会~~
- (2) 地域委員会
- ~~(4) 専門部委員会~~
- (3) 選挙管理委員会
- 2 運営委員会は、会計監査を除く役員(庶務となった教職員を含む。)、地域委員長、**学年委員長**及び常任顧問をもって構成する。ただし、同一年度において、同一家庭の複数の会員が構成員とならないようにする。
- 3 委員会の委員長は、次に掲げる方法により選出する。
- (1) 運営委員会については、会長が委員長となる。
- (2) ~~学年(学級)委員会及び~~地域委員会については、委員の互選による。
- ~~(3) 専門部委員会については、各部長が委員長となる。~~
- (3) 選挙管理委員会については、選挙規定による。

(臨時に置く委員会)

第15条の3 本会に、次に掲げる委員会を置くことができる。

- (1) 特別委員会
- (2) 総委員会
- 2 特別委員会は、運営委員会の承認を得て、特定のことを検討、協議するため臨時に置くこととし、役員、顧問及び第14条に定める委員の中から数名をもって構成し、委員長は委員の互選により選出する。
- なお、当該目的を達成し、任務を完了したときは、特別な手続を必要とすることなく解散する。
- 3 総委員会は、総会を開催するいとまのないときに、総会に代わる議決機関として開催するもので、役員、顧問及び第14条に定める**委員-地域委員**をもって構成し、委員長は会長とする。
- 総委員会の開催は、参集による審議の他、さくら連絡網等の電子的手段を用いた書面による審議及び議決によって行うことができる。**

(常に置く委員会の任務等)

- 第16条 運営委員会は、~~各委員会-地域委員会~~の事業計画及び運営並びに本会運営の全般について検討審議して実行に移すが、その決定は出席者の多数決による。
- ~~2 専門部委員会は、委員長が会長の承認を得て委員を召集し、各専門部の会務を計画し、運営委員会の承認を受けてその事業を実行する。~~
- 3 選挙管理委員会は、選挙規定により運営する。

第5章 総会

(総会)

- 第17条 総会は、本会の最高議決機関で、原則として年2回開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。**また、参集の他、書面又はさくら連絡網等の電子的手段を用いた書面による議決により実施可能とする。**
- 2 総会は、**書面又はさくら連絡網等の電子的手段を用いた書面による議決等でも成立するものとし、議決に参加した会員の3分の1以上の出席又は回答をもって成立する。**ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 3 同一家庭で複数の会員のうち1人が出席した場合は、当該家庭の会員全員が出席したものとみなす。
- 4 白紙委任状や**無回答の場合**は、会長に委任されたものとみなす。
- 5 総会の議決は、会則の改正を除き、出席者の多数決による。**また、書面又はさくら連絡網等の電**

子的手段を用いた書面による議決の場合も多数決（最多得票）で決定する。

6 会則の改正は、総会の当日までに改正内容の要点を会員に通知し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。また書面又はさくら連絡網等の電子的手段を用いた書面による議決の場合も回答者の3分の2以上の賛成を必要とする。

7 総会に付議する事項は、次に掲げる事項とするとともに、会員に対して、開催に先立ち、さくら連絡網等の電子的手段等を用いその日時、場所及び議題、議決方法（回答期限を含む）を通知しなければならない。

(1) 報告事項

- ア 役員及び各委員~~地域委員~~の選出の結果
- イ 第18条により総委員会が議決した事項
- ウ その他、重要な事項

(2) 議決事項

- ア 会則の改正
- イ 事業並びに予算及び決算に関する事項
- ウ その他、重要な事項

(総委員会による議決)

第18条 総会を開催するいとまのない緊急を要する事項については、第15条の3第1項第2号に定める総委員会を開催し、協議することができる。

2 総委員会は、参集又は書面、さくら連絡網等の電子的手段を用いた書面により総委員会を構成する者の2分の1以上の出席又は回答をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

3 総委員会の議決は、出席者又は回答者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第6章 会計

(会計)

第19条 本会の活動に必要な経費は、会費、寄付金、事業収益金及びその他をもってこれに充てる。

(会費)

第20条 各一家庭 300円（×11か月）とする。

(会計年度)

第21条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第7章 その他

(慶弔)

第22条 会員に慶弔がある場合は、別に定める慶弔規定により対応する。

(選挙)

第23条 役員及び地域委員の選出は、選挙規定による。

(規定)

第24条 規定については、運営委員会で協議のうえ決定する。

附 則（平成14年3月改正）

上記の改正は、平成14年4月1日から実施する。ただし、第9条第1項及び同条第3項の改正については、平成15年度の役員の選出から適用する。

[改正]

昭和60年12月10日（一部）、平成3年11月15日（一部）、平成6年4月1日（一部（第20条））、平成9年5月17日（一部）、令和7年3月（一部（第20条））、令和7年12月（一部）